

供 覧	理事長	事務局長	取扱者
			

宮崎労発基 0905 第 1 号
平成 30 年 9 月 5 日

各 位

宮崎労働局長



宮崎県最低賃金の改正に伴う周知について（広報依頼）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の宮崎県最低賃金につきましては、本年 10 月 5 日（金）から「時間額 762 円」に改正することを決定したところです。

当労働局におきましては、最低賃金の改正について広く県民に周知するため、県内の市町村等に広報のご協力をお願いしています。

つきましては、同封の「広報例」を参考にいただき、貴団体発行の広報紙等に記事を掲載していただきますようお願い申し上げます。（「広報例」の電子媒体が必要な場合は、下記【問合せ先】にご連絡下さい。）

記事を掲載いただきました広報紙等は、お手数ですが、同封の返信用封筒により当局賃金室まで送付いただきますようお願いいたします。（広報紙等が封筒に入らない場合は、最低賃金改正について広報いただいたページの写しでも結構です。）

なお、ホームページを開設されておられる場合には、可能であれば、広報紙と同様の内容を掲載していただきますように併せてお願い申し上げます。

また、最低賃金改正の広報用ポスター・チラシ等につきましては、9 月中旬以降に送付し、掲示等をお願いする予定としています。

【問合せ先】

〒880-0805

宮崎市橋通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎

宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985-38-8836

Mail chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額 762 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 5 日(金)から「時間額 762 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額 762 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 5 日(金)から「時間額 762 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

宮崎県最低賃金が時間額 762 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 5 日(金)から「時間額 762 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話:0985-38-8836

【ご存じですか？ 中小企業を応援する業務改善助成金】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30 円以上	7/10 企業全体の労働者数が 30 人以下の場合	1~3人	50万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40 円以上	合は、3/4	1人以上	70万円	800 円以上 1000 円未満の事業場

(詳細は、業務改善助成金特設サイト <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/> をご参照ください)

【問合せ先】

宮崎労働局雇用環境・均等室 (Tel:0985-38-8821)

または、宮崎県働き方改革推進支援センター (Tel:0985-27-8100) へ。

同センターでは、労務管理全般について無料で相談に応じています。